（様式第３号）

おかやまの森整備公社J-クレジット売買契約書

売払人　おかやまの森整備公社（以下「甲」という。）と買受人　　（以下「乙」という。）とは、国のJ-クレジット制度に基づき、甲が取得し、管理するクレジット（以下「公社J-クレジット」という。）の売買に関し、ここに契約を締結する。

（信義誠実等の義務）
第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
２　甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（定義）
第２条　この契約に別段の定めのない限り、本契約において用いられる用語については、次に定めるとおりとする。
（１）J-クレジット
　経済産業省、環境省、農林水産省オフセット・クレジット(J-クレジット)制度に基づいて認証された温室効果ガス排出削減・吸収量
（２）公社J-クレジット
　J-クレジットのうち、甲の分収造林において認証されたオフセット･クレジット
（３）カーボン･オフセット
　自らの温室効果ガスの排出量を認識し､主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入することにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせること。
（４）保有口座
　J-クレジット登録簿において、クレジットを保有するための口座
（５）無効化
　カーボン・オフセット等で使用したクレジットが再販売又は再使用されることを防ぐために、無効にすることをいう。無効化口座に移転すると再度口座から持ち出すことはできない。

（公社J-クレジットの売買）
第３条　甲は、次に掲げる公社J-クレジットを、次に定める販売数量及び販売金額により乙に売り渡し、乙はこれを買い受けるものとする。
（１）入札番号　　２０２６－２
（２）公社J-クレジット認証番号　　JCL-100341001-NNNNNNNN06001NN-0000-JPN
（３）販売量　　８，０００　トン（t-CO2）
（４）販売代金　　円（消費税及び地方消費税　　円を含む）

（契約保証金）
第４条　契約保証金は、免除する。

（代金の支払い）
第５条　乙は、甲の発行する納入通知書により、当該通知書の通知日の翌日から起算して20日以内に販売代金の全額を一括して振り込まなければならない。なお、振込手数料は乙が負担する。

（公社J-クレジットの移転）
第６条　甲乙両者間の本契約の締結（返送まで）が完了し、かつ甲が販売代金の全額の入金を確認した日の翌営業日から起算して５営業日以内に、第３条第３号に定まる販売量をJ-クレジット登録簿により、甲の保有口座から乙の指定する保有口座又は無効化口座へ移転するものとする。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）
第７条　乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり、暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（秘密の保持）
第８条　甲又は乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
２　前項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

（遅延利息）
第９条　乙は、甲から納入通知書が送付されたときは、納入通知書に記載された期限内に滞りなく支払いをしなければならない。もし、その期限内に支払いを完了しないときは、甲は支払金額に対し、遅延日数１日につき年３．０パーセントの遅延利息（その額が500円未満である時はこれを切り捨てる。）を乙に請求することができる。

（契約解除）
第10条　甲は、乙が次の各号の何れか該当するときは、本契約を解除することができる。
　この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。
（１）乙が本契約に定める義務を履行しないとき
（２）乙が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けた場合
（３）乙がクレジットの入札にあたり談合等の不正行為を行った場合
（４）乙が指定期限内に販売代金の全額を納付しなかった場合
（５）前各号の場合によるほか、乙が本契約に違反したとき
２　前項の規定により本契約が解除された場合は、乙は違約金として販売金額の 10 分の１に相当する金額を甲に支払うものとする。

（損害賠償）
第11条　甲又は乙は、本契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。
２　乙によってオフセットされた商品（サービス、イベント(会議）、自主活動）において第三者に損害が生じた場合、乙は自己の費用と責任において解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わない。

（契約の費用）
第12条　この契約に要する費用は、乙の負担とする。

（その他）
第13条　天災地変、戦争、内乱、公権力による命令処分その他不可抗力により、本事業の全部又は一部の実施が遅延又は不能となった場合には、いずれの当事者も責任を負わないこととする。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、復旧のために最善の努力をするものとする。

（疑義の決定）
第14条　本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（裁判管轄）
第15条　本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、岡山地方裁判所を第一審の裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

年　月　日

甲　住 所　岡山県津山市二宮1849番地２
　　氏 名　公益社団法人　おかやまの森整備公社
　　理事長　　尾 﨑 祐 子　　印

乙　住 所
　　氏 名　　印